

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 福祉総務課

許認可等の内容		社会福祉法人解散の認可
根拠法令等及び条項		社会福祉法第46条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	内規
	設定等年月日	平成28年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知) 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	
		1 社会福祉法人の解散の認可について、次の事由により解散するときは、市長の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 (1) 評議員会の決議 (2) 目的たる事業の成功の不能 2 根拠条項及び通知を基準とし、次の書類を添付する。 (1) 評議員会の決議又は定款に定めた手続きを経たことを証明する書類（理事会及び評議員会議事録の写し） (2) 財産目録及び貸借対照表 (3) 負債があるときはその負債を証明する書類 (4) 不動産の価格評価書その他市長が必要と認める書類